

休会制度に関する Q & A

Q1：出産・育児、介護、長期の病気療養以外の理由では休会できないのでしょうか？

A：休会制度は、一時的に休職や退職を余儀なくされた会員の、収入がない（もしくは著しく減少する）状態への支援策として創設されたものですので、上記以外の理由で、やはり同じような状態に陥る場合に関しては、そのつど理事会が判断をします。

Q2：1年間より短い期間の休会、あるいは年度途中からの休会も可能でしょうか？

A：いずれも、そのような区切りで休会することはできません。当県士会の会費は年会費であり、会員資格も年度単位となっています。いちど年会費を支払えば、その年度については4月1日から翌年3月31日まで会員の資格が継続する仕組みです。したがって休会も年度単位となり、手続きを行った年度の次年度（4月1日から翌年3月31日まで）が休会期間となります。

Q3：休会期間中、県士会が主催する研修等はまったく受講できないということでしょうか？

A：非会員として受講することは可能です。したがって、非会員参加費をお支払いいただくことになり、生涯教育ポイントの取得はできません。

Q4：休職した年度の途中で職場復帰できることになった場合、会員としても年度の途中で復会することはできないのでしょうか？

A：休会期間中に休会事由がなくなり、年度途中であっても復会を希望する場合は、①「復会届」の用紙に必要事項を記入、署名・捺印して提出するとともに、②当年度の会費を納めることをもって、復会することができます。ただし、年度途中の予期せぬ復会となるため、時期によっては、規約の【権利の停止】に示された諸権利すべてが直ちに行使できるとは限りません。復会手続きが完了した翌日（その日が休業日に当たる場合は、休業日の翌日）から準備を始めて可能となる範囲でのみ行使できるものであることを、あらかじめご了承ください。

なお、会員資格が年度単位であることから、休会も年度単位でとることになります。職場は一時的に休職するとしても、次年度の途中で復職することがあらかじめ想定されており、復職と同時に会員資格が有効となることを希望されるような場合は、休会せずに会員資格を継続させた方が（会費の額が変わらない一方、会員の諸権利が継続され、手続きも少なく済む分）いいかもしれません。各自の事情を勘案し、よく検討した上で申請してください。

Q5：青年海外協力隊の活動などで以前のように長期に休会を申請したいのですが。

A：基本的に1回の申請で1年間、提出期間は前年度の11月から1月末までとしています。複数年分などの11月以前の申請については、会員管理部にご相談頂ければと思います。ただし、1月末以降の申請については期限を厳守しており、受理できませんのでご注意ください。

Q6：移行措置はどのようなものでしょうか？

A：以前の制度では最長4年の申請が可能であり、回数の制限がなかったため、長期申請者に対し大きな不利益にならないよう約1年の猶予期間を設けました。ただし、平成26年3月1日までに長期申請をされている方みの対応となります。

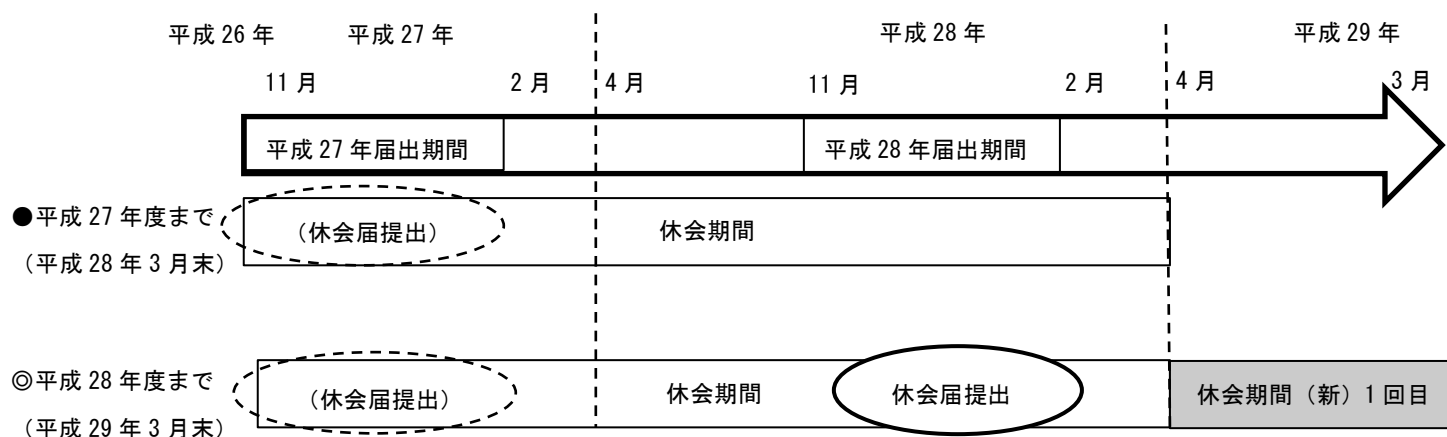
以下に、それぞれの長期申請者ごとに詳しく説明します。

●平成27年度（平成28年3月31日）までの申請者

平成27年度は申請なしで休会継続 また、5回の使用制限に含まれず
平成28年4月には自動複会

◎平成28年度（平成29年3月31日）までの申請者

平成27年度は申請なしで休会継続 また、5回使用制限に含まれず
平成28年度は申請必要 申請承認にて休会継続 5回の使用制限中1回目として取扱



その他、何かあれば会員管理部までお問い合わせください。

一般社団法人長野県作業療法士会 会員管理部

〒399-8292 安曇野市豊科 5685 安曇野赤十字病院リハビリテーション科内 古川智巳

TEL：0263-72-3170（病院代表） 080-5144-4662（会員管理部携帯）共に平日のみ